糸島市子育て世帯への
臨時特別給付金のご案内

子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

今回、支給を受けるにあたって、改めて申請は**不要です**。

※給付金の受給を希望しない場合は、令和２年５月26日（火）までに糸島市子ども課にご連絡ください。

１．だれがもらえるの？（支給対象者）

令和２年４月分（３月分を含む）の児童手当を受給している方です。

※特例給付（所得制限限度額超過・児童１人当たり月額5,000円）を受給している方は、今回対象にはなりません。

２．うちの子は、対象になるの？（対象児童）

児童手当の令和２年４月分の対象となる児童です。

※ただし、同年３月分の児童手当の対象となっている児童であれば、４月から新高校１年生となっている場合等も対象となります。

３．いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、１万円です。

４．いつもらえるの？（支給時期）

対象の方には、令和２年６月１０日に支給予定です。

５．どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

令和２年４月分（３月分を含む）の児童手当を受給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

※児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、児童手当の振込指定口座の変更手続等をお願いします。

※上記につきましては、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されませんので、令和２年12月末までに必ずご対応をお願いします。

※当該口座の変更等に支障がある場合には、糸島市子ども課までお問合せください。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

★申請は不要です。

糸島市では、令和2年6月10日(水)に支給する見込みです。

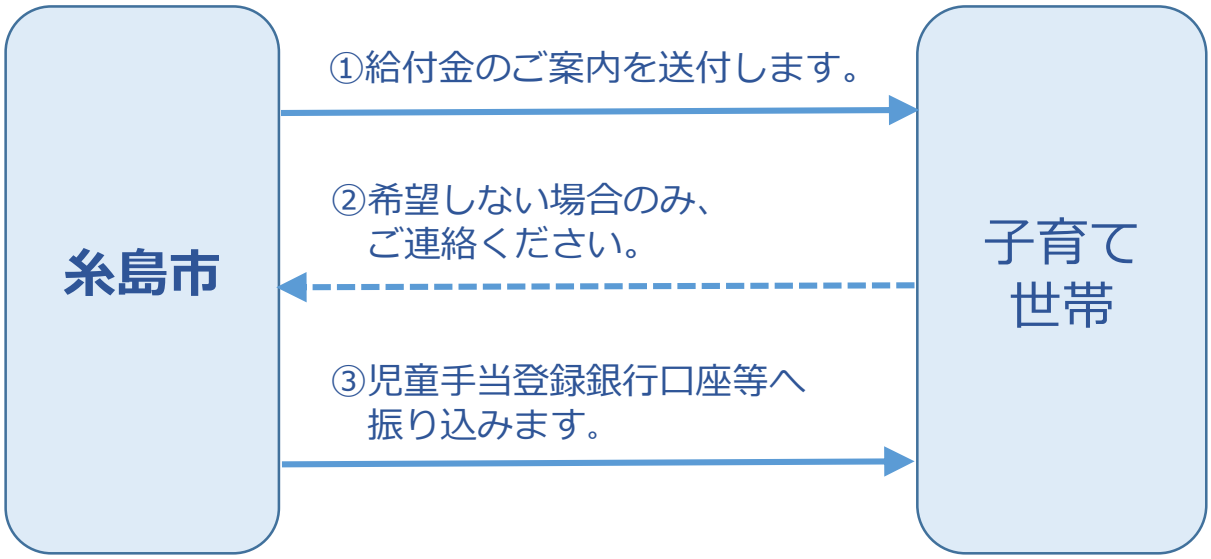

こんなときはどうなるの？

Q．引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A．「令和２年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、基準日（令和２年３月31日）時点での居住市町村（特別区含む）から支給されますので、４月１日以降転居された方は、転出元の市町村にお問合せください。
※新高校１年生については、令和２年２月29日時点での居住市町村から支給されます。

Q．ＤＶ被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A．令和２年４月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、糸島市で子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合がありますのでご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。
子育て世帯への臨時特別給付金を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。

Q．子どもが児童養護施設等へ入所中なのですが、どうなりますか？

A．児童養護施設等に支給することになります。

お問合せは

糸島市 子ども課 児童手当係

電話：**092（332）2074** (直通) ／市役所新館３階／開庁時間 平日8：30～17：15

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください！

ご自宅や職場などに糸島市から問合せを行うことはありますが、ＡＴＭ（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。
もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに糸島市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。